

健健発 1 2 0 7 第 2 号
健感発 1 2 0 7 第 2 号
子母発 1 2 0 7 第 4 号
平成 3 0 年 1 2 月 7 日

〔 大 阪 府 〕
〔 福 岡 県 〕 衛生主管部（局）長 殿
〔 大阪府内保健所設置市 〕
〔 福岡県内保健所設置市 〕 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）

風しんの届出数の増加が認められる 7 都府県における風しん対策等について（協力依頼）

今般の風しんの届出数の増加については、平成 30 年 9 月 27 日に開催された厚生科学審議会感染症部会の議論を踏まえ、特に、風しんの届出数の増加が続いている東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び愛知県（以下「5 都県」という。）において、先天性風しん症候群（CRS）を防ぐ等の観点から、下記の通知及び事務連絡（以下「通知等」という。）を发出し、対策の実施をお願いしたところです。

現在、大阪府及び福岡県においても、風しんの届出数の増加が続いております。つきましては、平成 30 年 11 月 29 日に開催された厚生科学審議会感染症部会の議論を踏まえ、5 都県に加え、風しんの届出数が増加している地域として、大阪府及び福岡県においても、通知等をお願いしている対策を実施することとしましたので、市町村や医療機関等の貴管内関係者へ周知するとともに、風しんに対する一層の対策の実施をお願いします。

記

別紙 1 : 「風しんの届出数の増加が認められる 5 都県における風しん対策について（協力依頼）」（健健発 1002 第 5 号 健感発 1002 第 3 号 平成 30 年 10 月 2 日厚生労働省健康局健康課長・厚生労働省健康局結核感染症課長連名通知）

別紙 2 : 「風しんの届出数の増加が認められる 5 都県における産科医療機関と連携した風しん対策について（協力依頼）」（健感発 1002 第 1 号 子母発 1002 第 1 号 平成 30 年 10 月 2 日 厚生労働省健康局結核感染症課長・厚生労働省子ども家庭局母子保健課長連名通知）

別紙 3 : 「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの流通に係る対応について（協力依頼）」

(健健発 1030 第 1 号 平成 30 年 10 月 30 日 厚生労働省健康局健康課長通知)

別紙 4 : 「風しんの届出数増加が認められる 5 都県における抗体検査と予防接種実施状況の把握 について (協力依頼)」 (平成 30 年 11 月 8 日 厚生労働省健康局結核感染症課 事務連絡)